

建設局土木管理部土木管理課

(担当：杉岡、藤川)

(電話：075-222-3568)

令和9年度（単価契約）産業廃棄物処分業務委託（道路清掃）仕様書

1 業務内容

本業務は、本市が指定する道路清掃業者が搬入する廃棄物（本市建設局が管理する道路で路面清掃車（一般的に「ロードスウィーパー」と呼ばれるもの）による清掃業務で収集した塵埃等。別紙参照）を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、処分するものである。

2 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 予定数量

年間の予定数量は、500m³とする。ただし、予定量であり変動することがある。

4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「処分業の許可」とは、廃掃法第14条第6項による許可をいい、「許可証」とは、これを証するものをいう。
- (2) 「土木みどり事務所等」とは、北部土木みどり事務所、左京土木みどり事務所、東部土木みどり事務所、南部土木みどり事務所、西部土木みどり事務所、京北・左京山間部土木みどり事務所、西京土木みどり事務所、伏見土木みどり事務所及び土木管理課をいう。

5 業務受託者の資格

京都市長より、処分業の許可を受けており、事業の範囲に「選別」での「廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類」が含まれているもの。

6 業務要領

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、土木みどり事務所等が、それぞれに契約している道路清掃業者により本市建設局が管理する道路で路面清掃車（一般的に「ロードスウィーパー」と呼ばれるもの）を用いて収集した塵埃等の廃棄物を、廃

掃法及び関係法令に従い処分すること。

- (2) 上記廃棄物については、巨大なゴミ等を道路清掃業者にて取り除き、軽量なゴミ等は混載状態とする。(別紙参照)
- (3) 産業廃棄物の処分は、5の許可証に記載された施設において行わなければならない。
- (4) 受託者が当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分の処分業の許可を有していない場合は、最終処分を当該産業廃棄物の処分業の許可を有している者に委託しなければならない。
- (5) 受託者は、道路清掃業者が廃棄物を収集運搬する前に、土木みどり事務所等又は道路清掃業者から、写真等の資料により当該廃棄物が受け入れ可能かどうかの確認を依頼された場合には、廃棄物の状態を確認し、受入可能かどうか判断し、土木みどり事務所等又は道路清掃業者に速やかに回答すること。

7 資格条件等の確認

- (1) 受託者は、契約時に、許可証の写しを土木管理課に提出すること。
- (2) 受託者は、当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分を委託する場合は、委託先が有する最終処分の許可証の写し、当該委託者に処分を委託していることが証明できる文書等（委託契約書の写し等）を土木管理課に提出すること。

8 立入検査

受託者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、受託者敷地内及びその他必要な場所に本市職員が立ち入り、検査ができるものとし、受託者は、これを拒むことができない。

9 報告・提出書類

- (1) 当該産業廃棄物が適切に処分されていることを証明するため、排出事業者に送付すべき産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しについては、廃掃法に基づき必要事項を記載等し、担当する土木みどり事務所等に送付すること。なお、担当する土木みどり事務所が電子マニフェストを使用している場合は、原則として電子マニフェストシステム（JWNET）を利用し、法に定められた期間内に報告を完了させること。
- (2) 受託者は、当月分の搬入日ごとの搬入量（ m^3 ）（各土木みどり事務所別）、完了報告書（様式1）、請求書及びその他指示するものを、翌月14日までに土木管理課に提出すること。

10 支払方法

支払は、毎月の処理量に契約単価を乗じた額を、京都市の指定する方法により請求すること。

1 1 損害の負担等

本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、京都市は一切の責任を負わない。

1 2 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、6の（4）の委託は、この限りではない。

1 3 権利・義務の譲渡の禁止

受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

1 4 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、全て受託者の負担とする。

1 5 守秘義務

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1 6 その他

- （1）本業務では気象等によって予定数量が大きく変化するため、本市は予定数量を保証しない。
- （2）本契約を解除した場合、処分の完了していない当該産業廃棄物の処理については、土木みどり事務所等と協議のうえ、誠意ある対応を行うこと。
- （3）委託する廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度について、速やかに書面をもって通知すること。
- （4）本委託契約を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。
- （5）その他、契約書及び本仕様書に記載なき事項については、協議による。

履行確認印	

完了報告書

(あて先)
京 都 市 長 様

下記の委託について、貴職の指示のとおり完了したので報告します。

1. 委 託 名 (単価契約)産業廃棄物処分業務委託(道路清掃)
2. 報告対象期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日分
3. 処分量 下記内訳書のとおり
4. 受託金額 円
5. 提出先 建設局土木管理部土木管理課
〒604-0925 京都府京都市中京区寺町御池上上本能寺前488

処分量内訳書

北部土木みどり事務所		m ³
東部土木みどり事務所		m ³
南部土木みどり事務所		m ³
西部土木みどり事務所		m ³
左京土木みどり事務所		m ³
京北・左京山間部土木みどり事務所		m ³
西京土木みどり事務所		m ³
伏見土木みどり事務所		m ³
月 合 計		m ³

年 月 日

受 託 者 住 所 〒

商号又は名称

代 表 者 名

廃棄物状況写真
(軽量なゴミ等の混載状態)



産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり